

速度取締り指針

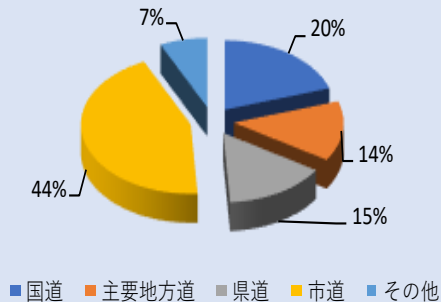
速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国道121号	9:00～17:00	上石川地内	50キロ
国道293号	9:00～20:00	日光上奈良部地内	法定(60キロ)
主要地方道 鹿沼足尾線	10:00～17:00	下南摩地内	40キロ

※ 重点以外の路線、場所、時間帯であっても、取締りを実施します。

管内における交通事故実態

人身事故発生率(令和7年下半期)



- ▼ 人身事故の約51%が国道293号、国道121号、主要地方道、県道等の幹線道路で発生している。
- ▼ 事故類型については、車両同士の事故が約72%を占め、そのうち出会い頭事故が約36%、追突事故が約16%を占めている。
- ▼ 午前7時頃から午前9時頃までの時間帯に車両と自転車とが衝突する事故が多発している。

～令和7年下半期～

- 薄暮時における生活道路で高齢歩行者の死亡事故が1件発生している。
- 歩行者と車両による事故では歩行者の約78%が高齢者である。
- 人身事故の57%は通勤時、仕事中、買い物時に発生している。

その他の交通指導取締り要点

- 繁華街及び住宅街を重点に夜間におけるミニ検問を強化して飲酒運転の根絶を図る。
- 交通事故の原因となる運転時の携帯電話使用等取締りを強化する。
- 騒音を発生させる改造バイクの取締りを強化して違法改造車両を排除する
- 横断歩道の安全確保の為、横断歩行者妨害等取締りを強化する。
- 違法に大量の土砂等を積載運搬する貨物車に対し過積載違反の取締りを強化する。